

八筑医発第 28-317 号

平成 28 年 9 月 20 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光

担当理事 馬田 裕二

みやこ町乳幼児医療証・子ども医療証の変更について

標記の件について、平成 28 年 10 月 1 日より下記のとおり制度名等を変更される旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、詳細については、みやこ町役場健康づくり課医療保険係（0930-32-2725）までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

<乳幼児医療>

|      |    | 現行                              | 改正後（平成28年10月1日から）               |
|------|----|---------------------------------|---------------------------------|
| 制度名  |    | 乳幼児医療証・子ども医療証                   | <u>子ども医療証</u>                   |
| 対象者  |    | 乳幼児医療：0歳～就学前まで<br>子ども医療：小学生     | <u>0歳～小学校6年生</u>                |
| 自己負担 | 通院 | 3歳未満：なし<br>3歳～小学生：600円／月（限度）    | 3歳未満：なし<br>3歳～小学生：600円／月（限度）    |
|      | 入院 | 3歳未満：なし<br>3歳～小学生：500円／日（月7日限度） | 3歳未満：なし<br>3歳～小学生：500円／日（月7日限度） |

<子ども医療>

|      |    | 現行            | 改正後（平成28年10月1日から） |
|------|----|---------------|-------------------|
| 制度名  |    | 子ども医療証        | <u>青少年医療証</u>     |
| 対象者  |    | 小学1年生～高校生世代   | <u>中学生～高校生世代</u>  |
| 自己負担 | 通院 | 600円／月（限度）    | 600円／月（限度）        |
|      | 入院 | 500円／日（月7日限度） | 500円／日（月7日限度）     |

※自己負担額・負担者番号は変更なし

※生活保護を受給している間や、高校生世代でも就業者、既婚者等は対象外

※青少年医療証については、学校でのけがの際には使用不可